

健やかな成長を願って

5月5日から1週間は児童福祉週間です。

市では、子育てに関するみなさんのさまざまな要望に応えようと、保育園や児童ホーム・旧保健センターでのなかよしひろばの開放や、公民館での子育てひろばの開設などを行い、子育てしやすいまちづくりに取り組んでいます。

子育てについての相談もお受けしますの
で気軽にご利用ください。

【主な相談窓口】

不安なことや心配なことは一人で抱え込まずに、まずご相談ください。

○地域での相談窓口と問い合わせ先…主任児童委員・児童委員 社会福祉課・☎20 1536
母子福祉推進員 児童家庭課・



平成16年度「児童福祉週間」標語
広げよう 子育て支える 地域の輪

子ども相談

しつけや不登校のことなどご相談ください

千葉県中央児童相談所の相談員が市役所で「子ども相談」を行います。気軽にご相談ください。

日時=5月14日(金) 午前10時~午後3時

会場=市役所3階第2応接室・302会議室

相談内容=しつけ、ことば、知的障害児、身体の不自由な子ども、養護、非行、不登校、いじめなど

申し込みなどくわしくは県中央児童相談所(☎043-253-4101)へ。

くわしくは児童家庭課 ☎20 1538
成田警察署生活安全課 ☎27 0110内線260

☎20 1538(地区保健推進員)健康増進課・☎27 1111(など)

○市役所内相談窓口：家庭児童相談室(児童家庭課内)☎20 1538(市民支援課)(市民相談室)☎20 1507(教育指導課)(☎20 1582)

○その他の相談窓口：千葉県中央児童相談所(☎043 253 4101)、子ども・家庭110番(☎043 252 1152)、成田警察署生活安全課(☎27 0110内線260)

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険(以下国保税)は、病气やけがに備え、加入者のみなさんが負担能力に応じてお金を出し合い、医療費などの支払いに充てる大切な財源です。

市では、医療費などの増加で、財源となる国保税収入の不足が見込まれることから、本年度、やむをえず税率を改正することになりました。

医療給付費分はみなさんの医療費に国保税の内、医療給付費分は、加入者の医療費などを賄うためのもので、加入者全員に課税されます。国民健康保険の支出のほとんどは、みなさんの医療費に対して使われています。

成田市の国保加入者は、平成16年3月末現在16,012世帯31,785人で、市民の3人に一人が加入しています。ここ数年は、年間約1,000人の加入者が増加しています。

本市では平成8年度から医療給付費分について、3億円の減税を実施しています。このため、他市町村に比べて加入者の税負担は低く抑えられています。この3億円の減税分を含め、税収の不足分は一般会計からの繰り入れで補っています。

平成14年10月に改正された老人保健法により、70~74歳の医療費も国保で負担しており、税収不足は、今後ますます増加することが予想されます。

介護サービス費も年々増加
国保税の内、介護納付金分は国保加

国民健康保険税の税率改正

区分	医療給付費		介護納付金	
	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割税率	5.8%	6.7%	0.8%	1.4%
資産割税率	10.0%	廃止	-	-
被保険者均等割額 (1人当たり)	16,000円	20,000円	9,000円	13,000円
世帯別平等割額 (1世帯当たり)	10,000円	13,000円	-	-
課税限度額	53万円		7万円	8万円

入者の40歳以上65歳未満で介護保険の2号被保険者に課税されるもので、介護保険の保険料です。

年々、介護サービス費が増加しており、介護納付金の不足が見込まれます。

3億円の減税は維持しつつ、税収の不足分を補うため税率を改正しました。現状をご理解いただき、みなさんのご協力をお願いします。

健康づくりで医療費を節約

国民健康保険が負担する医療費が年々増え続けて、国民健康保険の運営は大変厳しくなっています。日ごろから健康づくりや上手な受診を心掛けてみましょう。

くわしくは保険年金課 ☎20 1526へ。